

個人財産総合保険

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」補償特約条項</p> <p>(保険金をお支払いする場合)</p> <p>第1条 当社は、被保険者が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（以下「特定感染症」といいます。ただし、その指定感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。）を発病したときは、この特約条項および傷害補償特約条項の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。</p> <p>2 前項の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。以下同様とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金 および通院保険金」補償特約条項</p> <p>(保険金をお支払いする場合)</p> <p>第1条 当社は、被保険者が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症、<u>同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限ります。）</u>であるものに限ります。または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（以下<u>あわせて</u>「特定感染症」といいます。ただし、その指定感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。）を発病したときは、この特約条項および傷害補償特約条項の規定に従い保険金（後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。</p> <p>2 前項の発病の認定は、医師（被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。）の診断によります。以下同様とします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: center;">特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金 および葬祭費用保険金」補償特約条項</p> <p>(保険金をお支払いする場合)</p> <p>第1条 当社は、被保険者が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症または同法第6条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（以下「特定感染症」といいます。ただし、その指定感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合</p>	<p style="text-align: center;">特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金 および葬祭費用保険金」補償特約条項</p> <p>(保険金をお支払いする場合)</p> <p>第1条 当社は、被保険者が保険期間中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症もしくは三類感染症、<u>同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）に限ります。）</u>または同条第8項の規定に基づき政令で定める指定感染症（以下</p>

個人財産総合保険

改定前	改定後
<p>に限ります。)を発病したときは、この特約条項および傷害補償特約条項の規定に従い保険金(後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。</p> <p>2 前項の発病の認定は、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断によります。以下同様とします。</p> <p>(略)</p>	<p><u>あわせて</u>「特定感染症」といいます。ただし、その指定感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。)を発病したときは、この特約条項および傷害補償特約条項の規定に従い保険金(後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金または葬祭費用保険金をいいます。以下同様とします。)を支払います。</p> <p>2 前項の発病の認定は、医師(被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。以下同様とします。)の診断によります。以下同様とします。</p> <p>(略)</p>